

環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長 関 荘一郎 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國中 賢吉

非飛散性アスベストおよび
廃石膏ボードの適正処理の推進について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、ご検討の程よろしく
お願い申し上げます。

記

1. 非飛散性アスベストの処理について

非飛散性アスベストが他の廃棄物と混じり合った混合廃棄物として、中間処理施設に搬入されることのないよう排出事業者の指導を徹底して頂きたいこと。

中間処理施設において、次に該当する場合には破砕等を行わずに最終処分場に搬出する行為を中間処理の一環と見なし、中間処理産業廃棄物として取り扱って差し支えないように認めて頂きたいこと。なお、いずれの場合でも、排出時に現場で分別して容器等に入れ、排出者を特定できるように排出者名と数量を明示されたものに限る。

- ・ 中間処理施設に、「非飛散性アスベスト」と「他の産業廃棄物」が袋や中仕切り等で明確に区分されて搬入された場合。
- ・ 非飛散性アスベストが単品で搬入された場合。

非飛散性アスベスト廃棄物の最終処分について、廃棄物処理法施行令第六条第一項第三号りの規定を適用しないことを周知徹底して頂きたいこと。

2. 廃石膏ボードについて

廃石膏ボードに付着している紙を取り除いた後の石膏については、安定型最終処分場に埋め立てることが可能であるとの運用通知（平成 10 年 7 月 16 日付、環水企 299 号）を変更する場合には、この通知に基づき、既に許可が出されている自治体もあることから、処理業者に対する十分な周知期間、周知方法および支援措置を考慮して頂きたいこと。

最終処分場において即時に受入の可否を判断するための分析技術の開発を急いで頂きたいこと。

排出事業者等関係業界に対する周知を徹底して頂きたいこと。

以上